

投資円滑化法による農林漁業法人等への投資（出資）の仕組み

- 農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情により、外部からの投資を十分に受けることが難しい状況にある。
- 農林漁業及び食品産業の持続的発展を図るため、事業者の自己資本の充実を促進するとともに、フードバリューチェーンの各段階に携わる事業者に対し資金供給を促進していくことが重要。
- 日本政策金融公庫では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農林漁業法人等に出資が可能。

投資事業有限責任組合が行う外国法人に対する投資に関する特例措置

